

滋 医 福 第 6 9 5 号
令和6年(2024年)4月1日

各介護サービス事業所・各介護保険施設
運営法人 代表者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金の交付申請等について

平素は本県の高齢者福祉行政に御理解・御協力を賜り誠に感謝申し上げます。

令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、介護職員の賃金を2%程度(月額平均6千円相当)引き上げるために必要な経費を補助するため、別添のとおり、交付要綱を制定いたしました。

交付申請等に当たっては、**標記要綱および別記、厚生労働省の示すQ&Aを十分に御参照いただき**、手続きをお願いいたします。

【担当】
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係
電 話:077-528-3523
メール:skaigo@pref.shiga.lg.jp

別記

滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金の交付申請等に係る事務手続きについて

1 事業内容

介護職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を前提として、令和6年2月から5月までの間、収入を引き上げるために必要な経費を補助する。

2 対象施設・事業所

別表記載の介護保険施設または介護サービス事業所（滋賀県に所在するものに限る。以下「施設・事業所」という。）を運営し、かつ、次に定める要件を満たす市町および社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等の団体（以下「団体」という。）とする。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービスA（市町が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町において介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本補助の対象とする。

（1）要綱第7条に定める承認申請を行い、承認を受けていること。

（2）要綱第3条に定める補助対象期間の各月において、ベースアップ等加算を算定しており、かつ第4条に定める要件を満たすこと。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本補助の対象とする。また、要綱第7条の計画書の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている施設・事業所は、本補助の対象外とする。

3 対象事業

令和6年2月から5月までの間、施設・事業所に従事する介護職員およびその他の職員（以下「介護職員等」という。）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を補助金の交付対象事業とする。なお、本事業における賃金改善については、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

（1）本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる施設・事業所に勤務する介護職員とするが、施設・事業所において、介護職員以外の職員を賃金改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施すること。

（2）団体は、補助額に相当する介護職員等の賃金改善を実施しなければならない。なお、本事業における賃金改善については、介護報酬における介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ等加算による賃金改善額には含めないこと。

- (3) 団体は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えない。
- (4) 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、団体は、特定した賃金項目を含め、補助対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした介護職員等の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (5) 団体は、介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の補助額の3分の2以上の賃金改善を、基本給または決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、団体が補助金による賃金改善の対象とする介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改訂に時間を要する可能性があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

※ 補助額については、同一の団体が運営する他の施設・事業所（補助金の対象である施設・事業所に限る。）における賃金改善に充てることができる。

4 対象経費

介護職員等の基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）の賃金改善および当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分にあてられた経費とする。

5 補助金の交付額

補助額 = $a \times b \times c$ （1円未満の端数切り捨て）

- a 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう）
- b 1単位の単価
- c サービス別交付率（別表）

※ aについては、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）ものとする。また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応することとし、その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させることとする。

別表

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (医療院)	0.3%

※介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を実施する事業所は、通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じとする。

6 事務手続きについて

(1) 手続きの流れ

本事業は補助金の交付額の算定および交付額の通知を滋賀県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託して行い、※補助金の支払(振込)は滋賀県が行う。(※ 下線部分は、令和4年度実施時(国保連からの振込)と異なることに留意すること。)

なお、補助金の通知・交付時期については、あくまで目安である。審査の状況により前後する場合がありますので、留意すること。

時期	手続き	実施者
～4月30日	承認申請書および計画書を滋賀県に提出	施設・事業所
～6月上旬	計画書審査 施設・事業所あて計画書の承認通知発出	滋賀県
～6月10日	5月サービス提供分の報酬を国保連あて請求 <u>第1回交付処理分</u> (2～4月サービス提供の過誤調整、月遅れ請求に係る報酬を含む) ※ この報酬請求をもって、2～5月分の補助金に係る交付申請・実績報告を行ったものとみなす。 ※ 補助金の申請にあたり、この他、施設・事業所において別途行う事務はなし。	施設・事業所
～7月10日	2～5月サービス提供分の過誤調整、月遅れ請求に係る報酬を国保連あて請求 <u>第2回交付処理分</u> ※ この報酬請求をもって、2～5月分の報酬の過誤調整、月遅れ請求に係る補助金の交付申請・実績報告を行ったものとみなす。 ※ 補助金の申請にあたり、この他、施設・事業所において別途行う事務はなし。	施設・事業所
7月下旬	2～5月分の施設・事業所あて補助金の交付額を通知 <u>第1回交付処理分</u>	国保連
	2～5月分の施設・事業所あて補助金を交付(振込) <u>第1回交付処理分</u>	滋賀県
～8月10日	2～5月サービス提供分の過誤調整、月遅れ請求に係る報酬を国保連あて請求 <u>第3回交付処理分</u> ※ この報酬請求をもって、2～5月分の報酬の過誤調整、月遅れ請求に係る補助金の交付申請・実績報告を行ったものとみなす。 ※ 補助金の申請にあたり、この他、施設・事業所において別途行う事務はなし。 ※ 2～5月分の報酬を8月10日までに請求しない場合、補助金の交付申請・実績報告があったものとみなすことができないので、注意すること。 (過誤調整、月遅れ請求を含む。)	施設・事業所
8月下旬	2～5月分施設・事業所あて補助金の交付額を通知 <u>第2回交付処理分</u>	国保連
	2～5月分施設・事業所あて補助金を交付(振込) <u>第2回交付処理分</u>	滋賀県
9月下旬	2～5月分施設・事業所あて補助金の交付額を通知 <u>第3回交付処理分</u>	国保連

	2～5月分施設・事業所あて補助金を交付（振込）	第3回交付処理分	滋賀県
～9月30日	実績報告書を滋賀県に提出		施設・事業所
～11月	実績報告書審査 施設・事業所あて実績報告書の承認通知発出		滋賀県

上記について、介護報酬請求期限と補助金支払（振込）時期との関係を整理すると次のとおり。

補助金の 交付処理	対象介護報酬		補助金		
	対象サービス提供月	報酬請求期限	補助金の対象月	交付額通知 (国保連)	支払(振込) (滋賀県)
第1回 交付処理分	・2～5月提供分 (2～4月提供に係る過 誤調整、月遅れ請求分 を含む)	6月10日㊞	・2～5月分補助金 (2～4月提供に係 る過誤調整分等を 反映)	7月下旬	
第2回 交付処理分	・2～5月提供に係る過 誤調整、月遅れ請求分	7月10日㊞	・2～5月提供に係 る過誤調整分等の 補助金	8月下旬	
第3回 交付処理分 (最終)	・2～5月提供に係る過 誤調整、月遅れ請求分	8月10日㊞	・2～5月提供に係 る過誤調整分等の 補助金	9月下旬	

(2) 介護職員等処遇改善支援補助金計画書の提出

① 計画書作成にあたっての留意点

- ・様式のコメント、記入例等に沿って必要事項を入力すること。
- ・同一法人で複数の施設・事業所を運営する場合はすべてを取りまとめの上、提出すること。
(補助対象となるのは、滋賀県に所在するものに限る。)

② 提出期限 令和6年4月30日(火)(期限厳守)

③ 提出方法および提出先

e-mail に別紙様式1「滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金承認申請書」、別紙様式2-1・2-2「滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金計画書」の電子データを添付し、メールの標題(タイトル)に「滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金承認申請書・計画書の提出について(法人名)」を明記して、下記アドレスに送信してください。

【滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金計画書等送付先メールアドレス】

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課介護施設指導係

skaigo@pref.shiga.lg.jp

(3) 介護職員等処遇改善支援補助金実績報告書の提出

① 実績報告書作成にあたっての留意点

- ・様式のコメント、記入例等に沿って必要事項を入力すること。

- ・同一法人で複数の施設・事業所を運営する場合はすべてを取りまとめの上、提出すること。
(補助対象となるのは、滋賀県に所在するものに限る。)

② 提出期限 令和6年9月30日(月)

③ 提出方法および提出先

e-mailに別紙様式3-1・3-2「滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金実績報告書」の電子データを添付し、メールの標題(タイトル)に「滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金実績報告書の提出について(法人名〇〇)」と明記して、下記アドレスに送信してください。

【滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金実績報告書等送付先メールアドレス】

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課介護施設指導係
skaigo@pref.shiga.lg.jp

(4) 介護職員等処遇改善支援補助金計画書の変更の届出

次のいずれかに該当するような計画書の変更が生じた場合には、その事項を記載した変更の届出を行うこと。

- ① 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績および承継後の賃金改善に関する内容
- ② 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う団体において、当該申請に係る施設・事業所に変更(廃止等の事由による。)があった場合、別紙様式2-1の2および別紙様式2-2

7 補助金の振込先口座

補助額の団体に対する滋賀県からの支払(振込)については、団体ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、団体が国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とし、県が国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、別紙様式2-1により、団体から同意を得ることとする。

なお、民間事業者による介護報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所が交付対象事業所に含まれ、かつ、当該事業所を補助金の振込先として希望する場合には、補助金の適正な執行の観点から債権譲渡先に支払うことは望ましくないとされていることから、債権譲渡先名義の口座ではなく、国保連に登録している貴団体名義の口座に支払(振込)を行うので留意すること。

8 消費税の仕入れ控除

補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入れ控除税額が確定した場合(仕入れ控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式6「滋賀県介護職員等処遇改善支援補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書」により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに、報告すること。

なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を返還すること。

9 書類の保管

- (1) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (2) 補助金の交付を受けようとする団体は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、以下の書類を2年間保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。
 - 一 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）
 - 二 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

【添付書類・厚生労働省発出】

- ・「令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（令和6年1月25日）」